

紙調達方針

2013年4月25日制定

2024年3月22日改定

生物多様性保全、および森林資源の持続可能な利用に配慮した紙の調達を行います。

【対象範囲】

ニコングループが事業のために自ら調達する紙を対象とする。この紙には以下のものが含まれる。

- ・ コピー用紙、名刺、社用封筒等の事務関連の紙
- ・ 製品カタログ、取扱説明書、製品の梱包に使用する紙
- ・ 販促資材（ボード、什器、POP等）に使用する紙

【運用方針】

1. 紙が有限な資源であることを認識し、ペーパーレス化など紙使用の削減に努める。
2. 紙の調達にあたっては、FSC 認証紙または古紙原料を多く使用する（古紙率80%以上）再生紙を優先的に購入する。

3. 上記 2. に該当する紙が無い場合は次善の紙を購入する。その際は①、②を確認する。

- ① 信頼できる認証制度による認証紙、再生紙
保護価値の高い地域（HCV : High Conservation Value）*から得られたものでないことを確認すること。

*High Conservation Value Resource Network (HCVRN)による定義

- ② 法律や規制が順守されていることを確認すること
伐採に当たって原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし、手続が適切になされたものであること。

4. 原料調達や企業活動において、環境・社会面での問題があると判断された企業によって生産された紙製品は購入を避ける。

5. 本方針は定期的に見直しを行う。